

○財務省告示第百十六号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成三十一年三月十五日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成三十一年四月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百
三十三回、第三百三十四回、第
三百三十五回、第三百三十七
回、第三百三十八回、第三百三
十九回、第三百四十一回、第三
百四十三回、第三百四十四回、
第三百四十五回、第三百四十六
回及び第三百四十七回）、利付
国庫債券（二十年）（第六十八
回、第六十九回、第七十回、第
八十三回、第八十四回、第八十
八回、第九十二回、第九十三回、
第九十四回、第九十五回、第九
十六回、第一百十六回、第一百七
回、第一百十八回、第一百二十八回、
第三百三十九回、第四百十五回及
び第四百十八回）及び利付国庫
債券（三十年）（第一回、第四
回及び第五回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十七
条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五
号。以下「振替法」という。）

三 法の項及びその適用等
の条法の適用等

四	発行方法	五	募入決定の方法	六	発行額	七	払込金額	八	最低額面金額	九	振替単位	十	発行日	十一	発行価格	十二	利率	十三	経過利子の払込み
	の規定の適用を受けるとし、その振替機関は日本銀行とする。		利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行		円	内訳（別表のとおり）	六千五百七億五千九百三十五万四千元	五万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。		平成三十一年三月十五日	発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額							（別表のとおり） 募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \times \frac{1 + \left[\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right] \times \text{残存年数}}{100}$$

十四 利 子

払い込むものとする。

各発行対象国債の額面の利率の子に日
各発行対象国債の額面の利率の子に日
100×各発行対象国債の額面の利率の子に日
支規数に子なる場合は、 $\frac{\text{発行日}}{365}$

第十号に規定する発行日後の
各発行対象国債の支払期を支
払期とし、各支払期において、
次の算式により算出した金額
を支払う。ただし、支払期が銀
行休業日に当たるときは、そ
翌営業日に支払う（償還期限に
ついて同じ。）。

$$\frac{\text{発行対象国債の額面金額} \times \text{各発行対象国債の利率}}{100} \times 1 \frac{1}{2}$$

十五 償還 期限
十六 償還 金額
十七 入札 する 基準

十八 元利 回りの 支
十九 払場 所
二十 入札 参加

（別表のとおり）
額面金額百円につき百円
銘柄毎の基準利回りは、平成三十
一年三月十四日付で日本証券
業協会が発表した公社債店頭
売買参考統計値表に掲載され
た平均値の単利回りとする。
日本銀行
財務大臣から通知を受けた者
平成三十一年三月十五日

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額面金額)
利付国庫債券 (第三十回)	○・六%	日年平三成三月二十六	七十九億円
利付国庫債券 (第四十回)	○・六%	日年平六成三月二十六	円三百十一億
利付国庫債券 (第五十回)	○・五%	日年平九成三月二十六	億四 円百五十五
利付国庫債券 (第七十回)	○・三%	十年平日十成二月十六	三百八億円
利付国庫債券 (第八十回)	○・四%	日年平三成三月二十七	八億円
利付国庫債券 (第九十回)	○・四%	日年平六成三月二十七	二十五億円
利付国庫債券 (第一十回)	○・三%	十年平日十成二月十七	億三 円百二十一
利付国庫債券 (第三十回)	○・一%	日年平六成三月二十八	四十一億円
利付国庫債券 (第四十回)	○・一%	日年平九成三月二十八	億四 円百三十七

（（利 第二付 九十国 十年庫 三）債 回）券 ）	（（利 第二付 九十国 十年庫 二）債 回）券 ）	（（利 第二付 八十国 十年庫 八）債 回）券 ）	（（利 第二付 八十国 十年庫 四）債 回）券 ）	（（利 第二付 八十国 十年庫 三）債 回）券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 回）債 ）券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 九）債 回）券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 八）債 回）券 ）	（（利 第七回 三年国 百）庫 四）債 十）券 ）	（（利 第六回 三年国 百）庫 四）債 十）券 ）	（（利 第五回 三年国 百）庫 四）債 十）券 ）
二 ・ 〇 %	二 ・ 一 %	二 ・ 三 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 一 %	二 ・ 四 %	二 ・ 一 %	二 ・ 二 %	〇 ・ 一 %	〇 ・ 一 %	〇 ・ 一 %
日年平 三成 月三 二十九	十年平 日十成 二三 月十 二十八	日年平 六成 月三 二十八	十年平 日十成 二三 月十 二十七	十年平 日十成 二三 月十 二十七	日年平 六成 月三 二十六	日年平 三成 月三 二十六	日年平 三成 月三 二十六	日年平 六成 月三 二十九	日年平 三成 月三 二十九	十年平 日十成 二三 月十 二十八
六 十 八 億 円	百 四 十 億 円	十 二 億 円	十 一 億 円	百 億 円	七 十 五 億 円	十 二 億 円	二 十 五 億 円	億 四 百 七 十 一 円	千 十 三 億 円	億 四 百 六 十 六 億 円

（（利 第三付 一十国 回年庫 ））債 券	（（利 回第二付 ）百十国 ）四年庫 ）十）債 八券	（（利 回第二付 ）百十国 ）四年庫 ）十）債 五券	（（利 回第二付 ）百十国 ）三年庫 ）十）債 九券	（（利 回第二付 ）百十国 ）二年庫 ）十）債 八券	（（利 回第二付 ）百十国 ）十年庫 ）八）債 回券	（（利 回第二付 ）百十国 ）十年庫 ）七）債 回券	（（利 回第二付 ）百十国 ）十年庫 ）六）債 回券	（（利 回第二付 ）百十国 ）十年庫 ）六）債 回券	（（利 回第二付 ）百十国 ）十年庫 ）五）債 回券	（（利 回第二付 ）百十国 ）十年庫 ）四）債 回券
二 ・ 八 %	一 ・ 五 %	一 ・ 七 %	一 ・ 六 %	一 ・ 九 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 一 %	二 ・ 二 %	二 ・ 一 %	二 ・ 三 %	二 ・ 一 %
日年平 九成 月四 二十一	日年平 三成 月四 二十六	日年平 六成 月四 二十五	日年平 六成 月四 二十四	日年平 六成 月四 二十三	日年平 六成 月四 二十二	日年平 三成 月四 二十二	日年平 三成 月四 二十二	日年平 六成 月三 二十九	日年平 六成 月三 二十九	日年平 三成 月三 二十九
三 十 一 億 円	九 十 二 億 円	五 億 円	五 百 億 円	億二 百五 十五	二 百八 億 円	円百 六十 三 億	円百 五十 三 億	一 億 円	円百 七十 五 億	十 四 億 円

（利付第三回） （付第三回） （国庫債券） （国庫債券）	（利付第四回） （付第四回） （国庫債券） （国庫債券）
二・二%	二・九%
平成五年四月二十三日	平成十年四月二十二日
一億円	十二億円